

第24期東京都自然環境保全審議会
第2回温泉部会
速 記 録

令和元年12月10日（火）午後3時00分～
都庁第二本庁舎31階 26会議室

(午後 3 時00分開会)

○成澤計画課長 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

環境局自然環境部計画課長の成澤でございます。

定刻になりましたので、「第24期東京都自然環境保全審議会第2回温泉部会」を開会させていただきます。

以降、座って進行いたします。

審議に先立ちまして、部会の定足数について御報告をいたします。

本日は、委員7名中6名の委員に御出席いただいておりますので、審議会規則第5条第1項の規定によりまして、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

以降の進行につきましては、益子部会長にお願いしたいと思います。

部会長、よろしく申し上げます。

○益子部会長 わかりました。

初めに、本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、東京都自然環境保全審議会運営要領第6の規定に基づきまして、傍聴を認めたいと思います。

事務局は、傍聴人を入場させてください。

○成澤計画課長 事務局より、会議の円滑な運営を図るため、留意事項を御説明いたします。

審議会場では、留意事項及び事務局係員の指示に従って、静粛にさせていただきますようお願い申し上げます。特に、審議の発言等に関しまして、批評をしたり、拍手その他の方法で賛否を表明することはおやめください。また、審議会場での写真撮影、ビデオ撮影や録音はしないでください。

これらをお守りいただけない場合には、退場していただく場合がございます。

会議の円滑な運営を図るため、御理解と御協力をお願いいたします。

○益子部会長 それでは、審議案件の説明に入ります。

本日の審議案件は、諮問第451号「渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について」、諮問第452号「渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について」、諮問第454号「杉並区和泉の温泉動力の装置について」の3件でございます。

これらの3件は、近傍における申請であり、制限距離内に位置しております。6月6日と6月27日の自然環境保全審議会温泉部会において審議を行いました。継続審議となり、本日は3回目の審議となります。

1回目の審議では、3者の合計揚湯量が審査基準を超えているため、3者で協議を行うことを求め、その結果を報告していただくことにいたしました。

報告を受けて、6月27日に2回目の審議を行いました。審査基準を満たす形の合意はできていませんでした。よって、3者には協議を継続していただき、その結果を踏まえて、再度審議するとしたところです。

本日は、その後の3者の協議状況を事務局から報告していただいた後、本審議会への報告内容について、部会としてコンセンサスを得るという流れにさせていただきます。

ただいまから、審議を行います。

まず、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○吉澤水環境課長 環境局自然環境部水環境課長の吉澤でございます。よろしくお願いたします。

本日の審議の資料は、6月27日以降の協議状況に係る3者からの報告を事務局で取りまとめました資料1、協議の実施状況、令和元年6月27日以降となっております。また、机上には、第2回温泉部会会議次第、第2回温泉部会座席表、参考資料1、2、3、4を配付しております。

お手元にございましょうか。ない場合は、挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なお、本日お配りした資料には、事業者の競争上・事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報は含んでおりません。

したがって、本日の資料は全て公開といたします。

しかし、前回からの引き続きの審議ですので、審査の中で、柱状図、電気検層図、揚湯試験結果、利用計画等の東京都情報公開条例第7条第3号の非開示情報に該当する事項に関して御発言等のある可能性がございます。そうした当該非公開情報に係る御発言等があった場合、その議事録については非公開といたします。

○益子部会長 ただいま、事務局から資料の取り扱いについて提案がございましたけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○益子部会長 それでは、資料の取り扱いと非公開資料に係る議事録の取扱いは、事務局案どおりということでよろしくお願いたします。

それでは、審議に移ります。

資料1について、事務局から内容の説明をお願いいたします。

○吉澤水環境課長 それでは、お手元の資料に基づき、私から御説明させていただきます。

資料1をごらんください。

6月27日に開催した第23期第4回自然環境審議会温泉部会におきまして、温泉部会の皆様から申請者に対して、引き続き協議を行っていただき、協議の結果を待つて再度温泉部会において審議を行うとの御意見をいただきました。これに基づきまして、各申請者に対しまして、7月5日付で通知を送り、相互の状況について確認し基準を満たすために双方がとり得ることについて話し合うよう連絡し、報告を求めました。報告期限の8月16日までに協議ができなかったとのことでしたので、8月22日付で期限を9月30日として改めて通知いたしました。その結果、9月20日に協議が行われ、3者から報告をいただきました。その内容を抜粋して資料1としております。

内容でございます。

まず、諮問第451号、栄湯からの報告でございます。協議内容及び協議結果としては、希望揚湯量の確認及び基準を満たすために申請量を減らすことにはできるかについて協議を実施し、3者とも申請量を減量できないとの説明で平行線になったとの報告です。また、その他意見等として、櫻護謨株式会社から深度別の規制に変えてほしいと都に要望したいとの提案があったが、現状のルールに反するので賛同できないと回答した旨の報告がありました。

続いて、諮問第452号、櫻護謨株式会社の報告です。協議内容及び協議結果としては、3者が日量50立方メートルとなった場合の経営的な検討をしたか、2者のコンサルタントから質問があり、未実施と回答した。2者に日量50立方メートルで経営が可能か質問したところ、無理または難しいと回答があった。また、3者が日量50立方メートルずつとなった場合の問題を調べ、次回、相互に持ち寄ることを提案したが、賛同は得られなかった。栄湯の現在の揚湯量は都から認められている上、株式会社ユノラクも既にくみ上げているため、当社の割り当て量はないとの趣旨の発言があったが、現在の許可量は栄湯が日量30立方メートル、他の2者はゼロであり、規制の上限まで日量120立方メートルの状態だと説明した。開業時期について質問があったが、具体的な内容、時期を話すことはできず、一般論として建設等にかかる期間の目安を説明したとの報告でした。その他意見等として、当社から深度別の規制に変えてほしいと都に要望したいと提案したが、規制の方法を変えることに協力は難しいとの回答があった旨の報告がありました。

最後に、諮問第454号、有限会社ユノラクの報告内容です。協議内容及び協議結果として、

3者で互いの申請状況の確認を実施した旨の報告がありました。また、その他意見等として、櫻護謨株式会社から深度別の規制に変えてほしいと都に要望したいとの提案があったが、どのようなものか、都や温泉部会からの話がない中で意見はできないものとする旨の報告がありました。

以上のように、基準を満たす内容での合意には至っていない状況です。

3者の協議状況の報告は以上でございますが、1点、事務局から補足させていただきます。

櫻護謨株式会社の報告の中にありました、栄湯の現在の揚湯量は都から認められているという点についてでございます。通常は許可を得た後にその行為が可能になりますので、申請中はその行為はできないのが通常の取り扱いです。しかし、栄湯と有限会社ユノラクは普通公衆浴場を経営中であり、画一的に申請中のくみ上げを禁止すると経営に支障が生じることから、今回の申請に関する処分を受ける日までに限り、申請中のくみ上げを特別に認めているものでございます。この内容は、文書に明記して両者に通知しております。

以上でございます。

○益子部会長 ありがとうございます。

ただいま3者の協議状況を説明いただきましたが、再度協議が実施されたけれども、合意には至っていないということかと思えます。協議が難航しているようでございますけれども、委員の先生方の御質問や御意見をいただきたいと思えます。合意を促すような御提案をいただければ幸いに存じます。よろしく願いいたします。

どうぞ。

○石田委員 栄湯さんは、すぐにくみ上げている量を節減するのは現状では難しいと思えます。温泉の利用方法を変えたり水道を使用することも必要だと思えますが、すぐにはできないと思えます。経営面、設備面でも、簡単に減量を合意することは難しいのではないかと思えます。

○益子部会長 ありがとうございます。

揚湯量の削減は難しいという御意見でございます。

そのほか、ございませんでしょうか。

石田先生。

○石田委員 ほかの2者の申請している方も、自身の事業計画で必要とする量を申請しているので、やはり調節することは難しいと思えます。

○益子部会長 ありがとうございます。

事務局のほうで、この削減の問題に関してはどのようにお考えでしょうか。

○吉澤水環境課長 3者からいただきました報告では、3者とも申請量は減らせないと主張されています。詳細な理由の記載はございませんでしたけれども、短期間に合意することは難しいのではないかということにつきまして、委員の御指摘のとおりかと思えます。

○益子部会長 わかりました。

協議内容や現実的な状況を考えますと、協議が調うのは難しいと思います。その一方で、合意が見込めないままに審議を継続するのも望ましくないと思います。そのため、審査基準の日量150立方メートル以下で3者の揚湯量の合計がおさまるように条件を付すなどして、何かしらの結論を出すべきではと考えております。

3者の申請内容については、栄湯は増量の動力申請、有限会社ユノラクは温泉に該当することが明らかになったことによる動力の申請、櫻護謨株式会社は掘削申請と、それぞれ異なりますけれども、申請が同時期であったことから、3者の申請を一括して受理し、審議することになった次第でございます。

櫻護謨株式会社は掘削申請であり、動力申請時に行う揚湯量の詳細な審議を行う段階ではございませんけれども、掘削申請の段階で揚湯予定量を示させ、揚湯量の審査基準に適合しているかを確認することになります。

申請内容は3者とも異なるとはいえ、同一時期での申請となった以上、許可量の公平・公正な配分方法として3者等分という考え方も成り立つと思います。3者協議の報告の中でも、3者が日量50立方メートル以下とするという話題も出たようでございます。

この3者等分という考え方につきまして、事務局はどのような考え方をお持ちでしょうか。

○吉澤水環境課長 この考え方につきまして、都としても検討いたしておりまして、温泉法の趣旨や都の検査基準から逸脱はないと考えております。

確認しましたのは、大きくは3点でございます。

1点目は、不許可とせざるを得ない方がいるかどうかでございます。これにつきましては、3者とも揚湯量以外は審査基準を満たしております。また、温泉法の逐条解説では、複数の申請内容を温泉源に支障を及ぼさない程度にまで制限しても申請目的を達成できるときは、複数者に対して同時に許可を与えるべきとしています。以上のことから、いずれの申請者も不許可処分はできないと考えております。

2点目は、3者とも許可する場合の揚湯量の考え方です。まず、温泉法との関係ですが、温泉法では先願者優先の制度を設けていません。また、温泉の利用目的は許可の判断の対象

としないとされています。次に、都の審査基準との関係ですが、現在の審査基準は、申請の種類別、すなわち掘削申請と動力の装置申請に優劣または優先順位を設けておりません。また、既存源泉の申請と新規申請でも優劣または優先順位を設けておりません。以上のことから、3者に差異をつける理由が存在いたしませんので、揚湯量は許可基準の日量150立方メートル以下の3等分である日量50立方メートル以下でおのおの許可することが適当と考えられます。

3点目は、3者を日量50立方メートル以下で許可とした場合に申請目的を達成できるかという点です。各社の申請目的は温浴施設の営業です。諮問第451号の栄湯と諮問第454号の有限会社ユノラクはいわゆる銭湯を経営されていますが、一般的な銭湯でのくみ上げ量は日量50立方メートル以下ですので、水の利用方法を工夫することにより、日量50立方メートル以下でも申請目的を達成できると考えられます。一方、諮問第452号の櫻護謨株式会社はまだ掘削前であり、これから温泉利用計画の詳細が決定していくところですので、利用計画を見直すことで、日量50立方メートル以下でも申請目的を達成できると考えられます。

これらの3点から、3等分という考え方について、東京都の審査基準や温泉法の趣旨から逸脱はないと考えております。

○益子部会長 温泉法の趣旨と現行の都の審査基準に照らして逸脱はなく、合理的な考え方ということでございますけれども、委員の先生方の御意見はいかがでしょうか。

○石田委員 営業中の銭湯は、直ちに減量することは難しいと思います。対策を講ずれば許可量の日量50立方メートル以下にすることは不可能ではないと思われませんが、設備面、経済面でも、すぐには無理だと思われま。

地域住民の保健衛生や地域福祉、地域交流、防災拠点等、銭湯の役割は多くなってきていますので、そういった観点からもある程度猶予が必要だと考えられます。

○益子部会長 ありがとうございます。

石田委員は、銭湯を経営なさっているという立場からの御発言ということでもございます。なかなか難しいところがあるのかなというところでございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

どうぞ、窪田委員。

○窪田委員 先ほど水環境課長のほうから一般的な銭湯は日量50立方メートル以下が多いと

いう御発言があったかと思うのですけれども、何か定量的な裏づけというか、通常の一般的な銭湯というものがどのぐらいかという何かデータはありますでしょうか。

○吉澤水環境課長 それでは、お答えさせていただきます。

環境局では、温泉井戸も含めまして都内で約4,000本の動力が設置された井戸につきまして、条例に基づきます揚水量の報告を出していただいておりますが、それを集計してございます。この中で業種別の集計ということもやっておりますが、平成29年の実績になりますけれども、公衆浴場の分類、ただ、サウナ等の特殊浴場を含む分類ではございますけれども、こちらの分類の中でのくみ上げ量が、区部の平均で日量23.5立方メートル、中央値で日量17.7立方メートルでございました。そういうことから、一般的といいますか、多くの銭湯の方のくみ上げ量といたしましては50立方メートル以下でなさっていらっしゃると思えます。

○益子部会長 よろしいですか。

なかなか実際に使っている量に対して削減をお願いするというのは心苦しいところもあるとは思いますが、現実問題として、例えば上がり湯に使っているところを少し減らしたり、サウナの水風呂なども減らしていただいたりといったことで対応できなくもないのではないかなという気がいたしますけれども、ほかにございますでしょうか。

○安川委員 既に使っているところに関しては、すぐに減らすのは難しいということですが、将来的なゴールというか、今、決めておくこととしては、温泉資源の保護や、地盤沈下しないようにという地盤環境保全といった観点からは、最低限、制限距離内の3者が150トン以下という基準を下回っているとすることが重要だと思います。

現行の基準で優劣をつけにくいということであるので、そういったことから考えると、ほかに基準がない以上、3等分が妥当なのではないかと思えます。

以上です。

○田中委員 私も同じ意見です。

○益子部会長 わかりました。ありがとうございました。

制限距離内で3者が実際に揚湯している量を基準以内にしていただきたいということでございますけれども、ほかに御意見、御質問等はございませんでしょうか。

あと、6月末でしたか。温泉部会を開いたときに、今後のいろいろな問題に対応するための資料集めをしていただきたい、そして、その報告をしていただきたいということも私からお願いしたかと思えます。きょうはその辺の御準備ができていないようではございますけれども、今

後、でき次第、部会の中で逐次御報告いただければありがたいなと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、3者の処分の考え方についてまとめたいと思います。

申請者間で協議が調うことが最善ではありますけれども、それは現実的には難しいと考えられます。そこで、今回の審議をもちまして、最も合理的だと考えられる3者を1日の揚湯量50立方メートル以下にする条件付きの許可相当とすることと、この内容に対して委員からいただいた、既に揚湯している者が直ちに揚湯量を減じることは困難であるという御意見、また、最低限3者が実際に揚湯する量が基準値を下回っている必要があるという御意見を次回の本審議会に報告したいと考えます。

以上の内容について、御意見等はございますでしょうか。

○田中委員 本審議会への報告は、ただいま部会長が御説明した内容でよいのではないかと、思います。それから、先ほど、いろいろな条件につきまして、一つは湯量の減量をすることは困難であるという御説明もございましたけれども、既に揚湯している事業者の方は揚湯試験で得られた数値よりもかなり大きな能力のポンプを使用すると申請しております。適正揚湯量を守るように、流量を絞る等の措置も行っていただく必要があるのではないかと考えております。

○益子部会長 田中先生、ありがとうございます。

それでは、先ほどの内容に、田中先生から意見をいただきました内容につきましても、本審議会に報告することにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、3者につきましては、条件付きの許可相当として、ただいま御説明した内容を次回の本審議会に報告することといたします。

一方、都に確認がございます。

本審議会に、3者をいずれも1日の揚湯量を50立方メートル以下とする条件付きの許可相当とすることに加え、既に揚湯している者が直ちに揚湯量を減じることは困難と考えられること、最低限3者が実際に揚湯している量が基準値を下回っている状況を確保する必要があるとの意見が出されていることを報告いたしますが、こういった点、意見を踏まえて、東京

都はどう指導していくことができるのでしょうか。お尋ねいたします。

○吉澤水環境課長 許可基準への適合につきましては、事業者の方がみずから取り組むべきものと考えますので、まずは利用実態の把握や利用計画の検証を行っていただき、許可条件の量への削減計画を作成していただくことになると考えております。

一方で、ただいま御意見がございましたとおり、現実的にすぐに揚湯量を削減することが難しい場合もあることは承知をしております。事業者によります削減計画の内容には、すぐに実行可能な対策あるいは計画的に進めていただく対策などはあると思いますので、それらの実施状況を確認しつつ、継続的に揚湯量の削減を指導していくことになると考えております。

○益子部会長 ありがとうございます。その点、よろしくお願ひしたいと思います。

その他、私から2点申し上げたいことがございます。

まず、深度別の規制に変えてほしいと都のほうに要望したいとの御意見があったようでございます。温泉は、我が国の極めて重要な地下資源であります。一方で、東京都では、かつて地下水の過剰揚水により大規模な地盤沈下が発生した苦い経験も持っております。このため、温泉資源を保全するという観点での温泉採取規制に加え、地盤沈下防止や環境の保全といった観点からの地下水採取規制を設けているわけでございます。こうした温泉や地下水のあり方に基づいて、さまざまな御意見があるとは思いますが、東京都の地下構造は複雑で、温泉の利用形態も地域によって違いがあつて、地盤や温泉に関する知見は十分にあるとは言えません。より適切な規制とすべく継続的に検討することは必要でございますので、都には絶え間ない知見の収集をしていただき、温泉部会でもその情報をもとに継続的に検証していくことが重要かと考えます。

2点目ですけれども、今回、3回にわたって3件の申請案件について審議いたしました。これまでにない複数の申請が近傍で行われるという、現行の審査基準が想定していない事例であったことが審議を困難に、長時間にわたるものにいたしました。このように円滑に審査を行えず審議期間が延びることは申請者に不利益を与えることにもなり、行政手続上も望ましくございません。また、今年度の申請は5件中3件が掘削許可を得ない動力の装置の申請でした。6月の温泉部会でも話が上がりましたけれども、銭湯が使用している井戸水の温泉分析をした結果、温泉であると判明し、動力の装置の申請を行うというケースが今後さらに増加してくると推測されます。しかし、温泉法及び都の審査基準は、まず掘削許可、次に動力の装置許可の順に申請されることを前提としており、いきなり動力の装置許可から申請す

るケースを想定しておりません。同時申請への対応と掘削許可を得ない動力の装置許可申請に関して、早急に整理・検討し、審査基準の見直しを検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、この審査の基準の見直しについても、今回の審議で明確になった課題として早急な検討を要すると本審議会で報告することといたします。

全体を通して、何か御質問や御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ないようでございますので、あとは事務局から何か連絡事項があれば、お願いいたします。

○成澤計画課長 御審議ありがとうございました。

本日御審議いただきました、条件つきで許可相当との御意見をいただきましたことにつきまして、次回、第144回の自然環境保全審議会の本審議会で御審議をいただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○益子部会長 それでは、以上をもちまして、第2回温泉部会を閉会いたします。

ありがとうございました。